

岩倉市通級指導教室実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。）第140条及び第141条の規定に基づき、岩倉市立の小学校又は中学校（以下「市立学校」という。）に在学する児童又は生徒（以下「児童等」という。）に対して、通級による指導を行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「通級による指導」とは、省令第140条各号のいずれかに該当する児童等（特別支援学級の児童等を除く。）であって、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導が必要なもの（以下「通級児童等」という。）に対し、市立学校の通級指導教室において行う特別な指導をいう。

(通級指導教室)

第3条 市立学校の通級指導教室は、次のとおりとする。

- (1) 言語障害者対象の通級指導教室 ことばの教室
- (2) 自閉症対象の通級指導教室 さくら教室
- (3) 情緒障害者対象の通級指導教室 南風教室
- (4) 学習障害者対象の通級指導教室 すずらん教室及び秋桜教室
- (5) 注意欠陥多動性障害者対象の通級指導教室 そよかぜ教室

(通級による指導の開始等)

第4条 通級による指導を希望する児童等の保護者は、在籍校の校長（以下「校長」という。）に通級願（様式第1）を提出しなければならない。

- 2 前項の通級願を受理した校長は、通級による指導を受けさせることが適当と認めるときは、保護者に通級決定通知書（様式第2）により通知するものとする。

3 通級による指導の開始及び終了に当たっては、保護者と協議し、その意見を尊重しなければならない。

4 校長は、通級による指導の開始及び終了に当たり、必要に応じて校内就学指導委員会で協議するものとする。

(特別の教育課程)

第5条 通級による指導は、省令第140条に規定する特別の教育課程(以下「特別の教育課程」という。)によるものとする。

2 校長は、通級児童等に係る通級による指導を、在籍校における当該児童等の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる。

3 通級による指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とするもののほか、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための指導を行うことができる。

(特別の教育課程の編成等)

第6条 校長は、通級児童等に係る特別の教育課程を編成し、通級指導計画書(様式第3)により岩倉市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に報告するものとする。(通級による指導の終了)

第7条 校長は、通級児童等について、通級による指導を受けさせる必要がなくなったと判断したときは、保護者に対し、通級終了通知書(様式第4)により通知するものとする。

2 校長は、通級による指導を終了する児童等の氏名、指導期間等について通級終了報告書(様式第5)により教育長に報告する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、通級指導教室の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。